

第百五十一号議案

東京都しごとセンター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都しごとセンター条例の一部を改正する条例

東京都しごとセンター条例（平成八年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。
第一条に次の一項を加える。

2 センターに支所として東京都立川市柴崎町三丁目九番二号に東京都しごとセンター多摩を置く。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表第二中「専門業務室」を「専門業務施設」に、「四、三三六円」を「四、三九八円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都しごとセンター条例（以下「新条例」という。）第一条第二項の支所に係る新条例第五条第一項の提供施設等及び新条例第六条第一項の専門業務施設の使用に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

東京都しごとセンター多摩の移転に伴い、規定を整備する必要がある。